第百六十六条第一項第六号の二中「が定めるところにより外国保険会社等」を削り、同項第六号の二の二中「外国保険会社等の定める」を削る。

第百九十二条第一項第五号の二中「が定めるところにより免許特定法人」を削り、同項第五号の三中「免許特定法人の定める」を削る。

第二百十条の三第一項第四号中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十一条の二十八の二に規定する保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第四号及び第三項第二号、第二百十条の八第二項第二号ロ、第二百十条の十の二第一項第三号ロ⑹、第二百十条の十一の三第二項、第二百十条の十二第一項第十号、第二百十条の十二の三第一項第九号並びに第二百十条の十三第一項第六号において同じ。）」を加え、同条第二項第四号中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を加え、同条第三項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　申請者等及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が当該認可後又は設立後五事業年度において適正な水準となることが見込まれること。

第二百十条の八第二項第二号ロ中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を加える。

第二百十条の十第一項中「中間連結財務諸表」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」を加え、同条第二項中「連結財務諸表」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」を加える。

第二百十条の十の二第一項第三号ロに次のように加える。

⑹　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

第二百十条の十の二第一項第四号ハ中「保険持株会社」を「保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一条の二十八の二各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険持株会社」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等）

第二百十条の十一の三　法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額（第一号から第七号までに掲げる額にあっては、少額短期保険業者に係るものを除く。）から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一　資本金等の額（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん（のれんに類する額を含む。）及び繰延資産として連結貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二　法第百十五条第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

三　第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

四　第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

五　一般貸倒引当金の額

六　保険持株会社及びその子会社等が有するその他有価証券については、連結貸借対照表計上額の合計額と当該合計額に係る帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七　保険持株会社及びその子会社等が有する土地（日本国内の土地に限る。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額（当該額と同様の額（外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

八　その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

2　前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

（保険持株会社に係る通常の予測を超える危険に対応する額）

第二百十条の十一の四　法第二百七十一条の二十八の二第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一　保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号及び第三号に掲げる額を除く。）

二　第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三　子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四　予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

五　最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

六　資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ　価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ　信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ　デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ　信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ　イからニまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

七　経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

（適用除外）

第二百十条の十一の五　前二条の規定は、他の保険会社又は保険持株会社の子会社である保険持株会社については、適用しない。

第二百十条の十二第一項第十号、第二百十条の十二の三第一項第九号及び第二百十条の十三第一項第六号中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を加える。

第二百十条の十四第二項に次の二号を加える。

九　第二百十条の十一の四第一号又は第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

十　前号に規定する保険持株会社の子会社等の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

第二百十一条の三十六第四項中「同条第四項中」の下に「、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」とあるのは「及び中間連結財務諸表」と、」を、「同条第五項中」の下に「、連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」とあるのは「及び連結財務諸表」と、」を加える。

第二百十一条の三十七第一項第三号ロ⑼中「基準」の下に「（少額短期保険業者に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。第二百十一条の五十九第二項において同じ。）」を加える。

第二百十一条の五十九第一項及び第二百十一条の六十中「額は」を「額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る。）は」に改める。